

平成27年提案募集における都道府県別の提案団体数について

都道府県名	提案団体数		合計
	都道府県	市町村	
北海道	0	2	2
青森県	0	0	0
岩手県	1	0	1
宮城県	1	0	1
秋田県	1	0	1
山形県	1	0	1
福島県	1	1	2
茨城県	1	1	2
栃木県	1	1	2
群馬県	1	0	1
埼玉県	1	1	2
千葉県	1	2	3
東京都	1	1	2
神奈川県	1	4	5
新潟県	1	1	2
富山県	1	2	3
石川県	1	0	1
福井県	1	1	2
山梨県	1	0	1
長野県	1	0	1
岐阜県	1	3	4
静岡県	1	0	1
愛知県	1	2	3
三重県	1	0	1

都道府県名	提案団体数		合計
	都道府県	市町村	
滋賀県	1	1	2
京都府	1	1	2
大阪府	1	2	3
兵庫県	1	2	3
奈良県	1	0	1
和歌山県	1	0	1
鳥取県	1	0	1
島根県	1	1	2
岡山県	1	2	3
広島県	1	0	1
山口県	1	1	2
徳島県	1	0	1
香川県	1	1	2
愛媛県	1	2	3
高知県	1	0	1
福岡県	0(※)	1	1
佐賀県	1	0	1
長崎県	1	0	1
熊本県	0(※)	2	2
大分県	0(※)	1	1
宮崎県	0(※)	0	0
鹿児島県	0	0	0
沖縄県	0	0	0

合計	39 [※] (43)	39	78 (A)
----	-------------------------	----	--------

都道府県名	提案団体数
関西広域連合	1
中国地方知事会	1
九州地方知事会	1
日本創生のための将来世代 応援知事同盟	1
全国市長会	1
全国町村会	1
指定都市市長会	1
中核市市長会	1
特別区長会	1

合計	9 (B)
----	-------

総数	87 (A+B)
----	----------

※ (※)の4県は、九州地方知事会として提案しているため、それを加えると43都府県

平成28年の地方分権改革に関する提案募集方式スケジュール

平成28年

- 3月16日（水） ○地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会 合同会議
（平成28年の提案募集の方針の決定）
- 3月17日（木） ○事前相談・提案受付開始
- 5月23日（月） ○事前相談受付終了
- 6月6日（月） ○提案受付終了
- 6月7日（火） ○共同提案の意向・支障事例等の補強照会（2週間程度）
- 7月上旬 ○地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会 合同会議
↓（重点事項の決定）
○各府省への検討要請
- 7月～10月 ○提案団体、各府省、地方三団体からのヒアリング
- 10月～ ○関係府省との調整
- 11月下旬 ○地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会 合同会議（対応方針案の了承）
- 12月中下旬 ○地方分権改革推進本部・閣議（対応方針の決定）

提案募集を行っていただくために①

○ 事前相談

- 提案への内容が固まっていなくても支障等を示していただいて、よろず相談的に内閣府が受け付けます。内閣府とのやりとりの過程で提案を固めていってください。
- 担当者レベルのアイデアを相談してください。
- 事前相談の段階では、首長決裁を取る必要はありません。早めに相談してください。
- 事前相談は、五月雨式に出していただいても結構です。
- 事前相談は、分権担当課からでも、事務・事業担当課からでも結構です。
- 常日頃から感じている「この基準おかしいな」「この手続きは過剰だ」などを、相談してください。
- ただし、提案は単なる国への要望ではないので、提案した場合には、年末の閣議決定まで、内閣府とのやり取りが続くこととなります。

提案募集を行っていただくために②

- 事務・事業担当課に積極的に提案を働きかけてください。
- 住民・事業者等からの相談窓口、「市長への手紙」の窓口など、外部から意見が寄せられている部署にも提案を働きかけていただきたい。
- 市町村から提案を提出する場合は、都道府県を通じる必要はありません。内閣府に直接、事前相談及び提案をしてください。
- 「分権室の敷居が高く、気軽に相談ができない」との声がありますが、担当者は自治体出身の調査員の方々です。
- 提案に当たっては、現状で支障が生じている内容と、提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等の内容を具体的に示してください。

提案募集を行っていただくために③

〈近接性の原理〉

- 国が地域の実情を十分に把握できていないのかかわらず



- ・ 国が地方公共団体に権限を移譲しない
- ・ 国が地方公共団体を縛っている(義務付け・枠付け)



- 現場(住民・企業活動)に近いところで判断すべき

〈論点は現場にあり〉

- 支障事例を現場から出してもらうことが必要。
- 市町村からの提案が少ないが、市町村は、保健・医療・福祉・まちづくりなどの実施主体であり、住民や事業者と日々直接、接しているはず。
- 住民、民間事業者やNPO団体などから、支障事例を聞いていただきたい。
- 例えば、住民、民間事業者やNPO団体が参加し、支障事例を意見交換し、議論するような場を設けることも選択肢。

〈支障事例〉

- 「これをやってはダメ」だとか、「これをやれ」などの規制が厳しい
- 施設・設備や職員配置などの義務付け・基準が厳しい、現状と合致していない
- 手続きが煩雑で時間が長くなる
- 必要な書類が多すぎる

提案募集を行っていただくために④

〈直接、住民サービスの向上につながる提案〉

- 役所における行政手続きの簡素化や、補助金の使い勝手の向上もいいが、ダイレクトに住民サービスの向上につながるような提案をしていただきたい。

〈近隣自治体との連携〉

- ぜひ普段仕事上の付き合いのある近隣の自治体とコミュニケーションを図っていただきたい。そこから解決すべき地域の課題・制度の課題が見えてくる。

〈意識改革〉

- 地方創生、人口減少対策や一億総活躍など、自治体の仕事は山積しているが、あらためて庁内で地方分権についての意識を高めていただきたい。

提案募集を行っていただくために⑤

〈企業活動と地方公共団体との関係〉

○ 地域開発・まちづくり

林地開発(太陽光発電施設)、都市再開発(オフィスビル、マンション)、市街地整備(住宅団地) など

○ 人的サービス

医療(病院、メディカルツーリズム)、福祉(サ高住、企業内保育園) など

〈「規制緩和」や「特区」だけでなく

「地方分権」も民間企業の活動に関係〉

○ 「地方分権」は、「国から地方公共団体への権限移譲」や「地方公共団体が事務・事業を行うにあたっての規制緩和」だが、最終的には、必ず「住民サービスの向上」につながるもの

○ 「住民サービスの向上」には、企業活動が関係しているものが多い

○ 例：ハローワーク(求人・求職)、工場の緑地面積率(雇用の拡大)

地方分権改革推進室のHP・SNS

ホームページ

<http://www.cao.go.jp/bunken-suishin/index.html>

平成28年の地方分権改革に関する提案募集及び 事前相談について

<http://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2016/teianbosyu.html>

Facebook

<https://www.facebook.com/cao.bunken>

Twitter

https://twitter.com/cao_bunken

皆様からの積極的な提案を

お待ちしております。

(まずは気軽にご相談下さい)

